

## ガーデンベアプロモーション業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ガーデンベアプロモーション業務委託」の発注に際し、指名型プロポーザル方式により受託者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 ガーデンネックレス横浜実行委員会プロポーザル実施事務要綱第4条第2項に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 評価委員、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (3) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (4) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を委員長が要請する者(以下「指名業者」という。)の選定
- (5) 受託候補者の特定に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要及び業務実施体制
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務実施方針
- (4) その他業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企画提案内容の妥当性・実現性等
  - (2) 業務実施体制の妥当性・実現性等
  - (3) 類似業務の実績等
  - (4) その他当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、評価結果が同点の場合には、評価会議にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。

- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 提案者が1者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって特定するものとする。

(評価委員会の設置)

第6条 評価委員会では、次の各号に定める事項について、審議するものとする。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) 提案書の評価
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング（二次審査）
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
    - 委員長 環境創造局みどりアップ推進部長
    - 副委員長 環境創造局みどりアップ推進課担当課長
    - 委員 環境創造局動物園課担当課長
    - 環境創造局南部公園緑地事務所担当課長
    - 文化観光局魅力づくり室企画課担当係長
    - 公益財団法人横浜市緑の協会管理部施設課施設課長
    - 港湾局賑わい振興課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、実行委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和3年6月21日から施行する。